

記載例:施工体系図

全建統一様式第4号

キヨスマンション大規模修繕工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

災害防止協議会は統括安全衛生責任者及びすべての下請業者が会員となる。

発注者名	キヨスマンション管理組合
工事名称	キヨスマンション大規模修繕工事

工期	自 平成24年 4月 5日
	至 平成24年 11月 14日

元請が発注者と締結した契約書に記載された工期

二次下請の該当者 二次下請の名称

元請負	ナニワ建設(株)
監督員名	
監理技術者	(主任技術者) 石田 三成
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元請の名称
一次下請を監督するために元請が監督員を置いた場合その氏名(※※)
元請が置いた監理技術者・主任技術者の氏名
元請が専門技術者を置いた場合その氏名、資格、担当工事と具体的内容(※)

塗装工事	会社名	エッチュウ塗建(株)
	安全衛生責任者	奥村 孫助
	主任技術者	奥村 孫助
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成24年4月12日～平成24年10月10日	

塗装工事	会社名	カガ塗装(株)
	安全衛生責任者	横山 長知
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成24年5月2日～平成24年9月10日	

二次下請が一次下請と締結した契約書に記載された工期

一般的には作業所長が会長となる

会長	統括安全衛生責任者
	豊臣 次郎 (補足③)

元方安全衛生管理者

会長の中から互選により選出

副会長	
-----	--

書記

元請が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

元請が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名(※)

とび土工事	会社名	ビゼン仮設(株)
	安全衛生責任者	明石 全堂
	主任技術者	明石 全堂
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成24年5月10日～平成24年10月31日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

一次下請の名称 一次下請が置いた主任技術者の氏名

安衛法第16条に定められた、一次下請の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者名
当該現場において、元請の統括安全責任者と連絡調整等を行う業務を担当現場に常時従事する現場代理人、主任技術者又は職長から選任

防水工事	会社名	ビンゴ防水テック(株)
	安全衛生責任者	児玉 元良
	主任技術者	児玉 元良
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成24年4月20日～平成24年10月31日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

一次下請が元請と締結した契約書に記載された工期

一次下請が専門技術者を置いた場合その氏名、資格、担当工事と具体的内容(※)

一次下請が元請と締結した契約書に記載された工事の具体的内容

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

特定元方事業者等の講ずべき措置 労働安全衛生法第 30 条

特定元方事業者は、特定元方事業者(元請)と関係請負人(下請)の労働者が、同一の場所で作業することによって生ずる労働災害を防止するため、次の措置を講じなければならない。



1. 協議組織の設置及び運営を行うこと
2. 作業間の連絡及び調整を行うこと
3. 作業場所を巡視すること
4. 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと
5. 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成すること
6. 前各号に挙げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条

労働安全衛生法により、元請下請あわせて常時50名以上の労働者を従事させる特定元方事業者は、統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者を選任し、また、選任について、作業場(工事現場)を管轄する労働基準監督署に報告しなければならない。

この労働者の数が50名未満の場合、特定元方事業者は、統括安全衛生責任者の選任・報告の義務はなくとも、工事現場についてその安全衛生を統括しなければならない。『中規模建設工事現場における安全衛生管理指針』においては、「統括安全衛生責任者に準ずる者」の選任を求めている。

このような場合、特定元方事業者は、自主的活動により「統括安全衛生責任者に準ずる者」を選任することが望ましい。

また、店社安全衛生管理者の選任に代えて、統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者の選任を行う場合もある。

注 意

1. 建設業法では様式は定められていません。この記載例は全建統一様式にもとづいたものです。
2. 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、その時は記載不要です。
4. 説明書きの後に(※※)印がある部分は当該名称が契約書に記載があり、かつ書面通知された氏名があればその氏名を記載します。
(なければ記載不要、取消斜線)
5. 下請が建設業の許可を受けていない場合は、下請に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。